

鳥取県告示第418号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定に基づき移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等を次のとおり指定するので、同規則第6条第1項の規定により告示する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する県外の区域

- (1) 宮崎県東諸県郡綾町全域
- (2) 宮崎県西諸県郡高原町全域（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について（平成22年鳥取県告示第320号。以下「第320号告示」という。）により指定した区域を除く。）
- (3) 宮崎県小林市全域（第320号告示により指定した区域を除く。）
- (4) 宮崎県都城市全域
- (5) 宮崎県北諸県郡三股町全域
- (6) 宮崎県児湯郡西米良村全域
- (7) 宮崎県日南市全域
- (8) 宮崎県延岡市全域
- (9) 鹿児島県曽於市全域

2 指定する家畜等

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにこれらの死体並びに口蹄疫^{てい}の病原体を広げるおそれのある物品

3 指定に係る期間

平成22年6月29日から当分の間

4 指定する目的

口蹄疫^{てい}のまん延を防止するため